

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

〇〇 〇〇 殿

×× ×× 殿

△△ △△ 殿

日之影町長

印

年 月 日に届出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち、下記事項については、日之影町森林整備計画書に適合しないと認められるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 9 第 1 項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

- 命令に係る森林の所在地

- 命令の内容

【教示】

- ・ この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に同法第 48 条において準用する同法第 15 条第 1 項に規定する事項を記載した異議申立書を提出して異議申立てをすることができます。
- ・ この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 条）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、町長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。